

福井県立歴史博物館自動販売機設置事業者募集要項

1 貸付物件概要

別添公募物件説明書のとおり。

2 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者が応募資格を有します。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に該当しない者(第2項各号のいずれかに該当した者であつて、その事実があつた後2年を経過した者を含む。)であること。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 法人にあつては福井県内に事業所を置いていること。個人にあつては福井県内で事業を営んでいること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- (7) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

参考 地方自治法施行令抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたときまたは公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 応募条件(事業者の地域要件)

本店の所在地が福井県内にある法人または福井県内で事業を営んでいる個人

4 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、福井県が設置事業者に対し、行政財産である土地もしくは建物の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

別添公募物件説明書のとおりとします。

なお、貸付契約期間の更新はありません。(契約期間満了後は新たに公募を行います。)

(3) 貸付料

貸付料は公募により決定した額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置および撤去に必要な経費は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において専用メーター(子メーター)を設置し、それによる実費を福井県が指定する日までに納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

・省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は次の事項を遵守してください。

ア 契約書の貸付条件を遵守し、貸付料および光熱水費を期限までに確実に納入すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置および管理運営に必要な一切の業務を福井県の承諾なく第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間および経路については福井県の指示に従うこと。

オ 販売品目は清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。

カ 販売価格は標準小売価格以下の価格とすること。

キ 設置事業者は本件賃借に係る自動販売機の売上金額、売上数量等を、別に指定する期日までに福井県に報告すること。

(7) 維持管理

契約期間中は次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する商品の使用済容器回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応

すること。

(8) 契約の解除

契約した貸付期間にかかわらず、次の場合は福井県が契約を解除することがあります。

ア 福井県において貸付物件を公用または公共用に供するため必要とするとき、その他必要が生じたとき。

イ 設置事業者が契約に定める義務を履行しないとき。

ウ 設置事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

エ ア、イ、ウのほか、設置事業者の責に帰すべき事由により、福井県が契約を継続しがたいと認めたとき。

また、設置事業者は貸付期間にかかわらず、いつでも本契約を解除することができます。

ただし、この場合において、設置事業者は契約を解除する3か月前までに書面にて福井県に通知することとし、**契約総額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として徴収しますので、ご注意ください。**上記イ～エの場合も同様です。

(9) 貸付料の返還

上記（8）アにより契約が解除された場合の既納貸付料については、日割りにより返還することとします。（ただし 10 円未満の端数は切捨て）

なお、上記（8）イからエまでのいずれかの理由により契約解除された場合または設置事業者の自己都合により契約解除された場合においては、既納貸付料は返還しません。

(10) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了したとき、または契約が解除された場合は速やかに原状回復してください。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とします。

5 応募申込書の受付

(1) 提出先

〒910-0016 福井市大宮 2 丁目 19-15

福井県立歴史博物館 利用サービス室 あて

(2) 提出方法

持参または郵送による。

※郵送の場合は、封筒に「応募申込書 在中」と朱書きして、

簡易書留または書留により送付してください。

(3) 受付期間

①持参の場合 令和7年2月21日（金）から令和7年3月6日（木）までの

9時～12時、13時～17時

②郵送の場合 令和7年2月21日（金）から令和7年3月6日（木）17時まで必着

(4) 提出書類

ア 福井県立歴史博物館自動販売機設置事業者応募申込書提出票（様式第1号）

イ 応募申込書（様式第2号）

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 販売品目一覧（様式第4号）

オ 設置する自動販売機のパンフレット

カ 福井県の全ての県税に滞納がない旨の証明書（コピー可）※発行後3か月以内のもの

キ 証明書類（コピー可）※発行後3か月以内のもの

法人の場合・・・法人登記簿本（履歴事項全部証明書）

個人の場合・・・住民票

ク 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていることを証する書類の写し

6 応募申込書に記載する金額

(1) 応募金額（総額）を百円単位で記入してください。

(2) 契約金額は応募申込書に記載された額に消費税等（※）相当額を加算した額とするので、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税等相当額を減算して得た金額を応募申込書に記載してください。

※消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税

(3) 応募金額（総額）には光熱水費は含まないものとします。

7 設置事業者の決定

(1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者としてします。

(2) 選定対象者のうち、県が販売品目等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、県が定めた最低貸付料以上で、最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者としてします。ただし、最高価格の応募が二人以上ある場合は当該応募者申込立会いのもと、くじにより選定します。

(3) 設置事業者の決定は3月7日頃を予定しています。決定後、設置事業者に決定した者にのみ結果を通知します。

8 設置事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

ア 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付の手續に応じなかった場合

イ 設置事業者が応募者の資格を失った場合

9 貸付契約の締結

(1) 設置事業者は福井県が定める期日までに契約書を作成し、契約を締結してください。

(2) 契約の締結および履行による費用については、すべて設置事業者の負担とします。

(3) 契約締結は応募申込者名義で行います。

10 契約保証金

免除

11 貸付料の納付

福井県が発行する納入通知書により年度ごとに一括納付していただきます。

12 その他

応募に必要な書類の様式（第1号～4号）のデータ配布を希望する方は、メールアドレス・連絡先を記入してメールまたは FAX にてその旨ご連絡ください。

貸付物件（自動販売機設置場所）については、公募物件説明書等を参考に、なるべく現地において確認を行ってください。

なお、現地確認の際には職員が立会いますので、事前に連絡をお願いします。

13 問合せ先

福井県立歴史博物館 利用サービス室

〒910-0016 福井市大宮 2 丁目 19-15

TEL 0776-22-4675 FAX 0776-22-4694

E-mail history-museum@pref.fukui.lg.jp

福井県立歴史博物館自動販売機設置事業者応募申込書提出票

1. 申込者住所または所在地

氏名または名称

2. 連絡先(電話番号)

担当者名

3. 応募物件 応募する物件の「応募物件欄」に○を付けること

応募物件	物件番号	施設名	設置場所	台数
	1	福井県立歴史博物館	幾久公園 テニスコート横	1
	2	福井県立歴史博物館	幾久公園 テニスコート横	1
	3	福井県立歴史博物館	幾久公園 テニスコート横	1

4. 送付書類一覧 提出する書類の「チェック欄」に○を付けること

※備考欄ゴシックは留意点

チェック欄	書類名	部数	備考
	応募申込書(様式第2号)		※物件ごとに提出
	誓約書(様式第3号)	1	※応募物件数に関わらず提出は1部でよい
	販売品目一覧(様式第4号)		※物件ごとに提出
	自動販売機のパンフレット		※物件ごとに提出
	福井県の全ての県税に滞納がない旨の証明書	1	※発行後3か月以内のもの ※応募物件数に関わらず提出は1部でよい ※コピー可
	法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)		※発行後3か月以内のもの ※法人事業者の場合 ※応募物件数に関わらず提出は1部でよい ※コピー可
	住民票		※発行後3か月以内のもの ※個人事業者の場合 ※応募物件数に関わらず提出は1部でよい ※コピー可
	許認可書等の写し		※販売について許認可等を要する場合

応募申込書

令和 年 月 日

福井県立歴史博物館長 様

申込者 住所または所在地

氏名または名称

および代表者名

印

福井県立歴史博物館自動販売機設置事業者の募集について募集要項および公募物件説明書の内容を承知の上、物件番号____番について、下記のとおり申し込みます。

記

【 物件番号 番 】

		千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
応募金額 (総額)	¥							0	0	円

上記応募金額(総額)の算出根拠

令和7年4月1日～令和 8年3月31日 金 円

令和8年4月1日～令和 9年3月31日 金 円

令和9年4月1日～令和10年3月31日 金 円

- ・応募金額総額を百円単位で記入してください。
- ・契約金額は応募金額(総額)に消費税等(※)相当額を加算した額とするので、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を減算して得た金額を応募金額(総額)欄に記載してください。

※消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定による消費税および地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税

誓 約 書

私は、福井県立歴史博物館が実施する自動販売機設置事業者募集への応募申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、福井県立歴史博物館自動販売機設置事業者募集要項および公募物件説明書を十分理解し、承知の上で申込みます。
- 2 福井県立歴史博物館自動販売機設置事業者募集要項「2 応募資格要件」に掲げる要件をすべて満たします。
- 3 設置事業者の決定に関して、決定金額および設置事業者の法人・個人の別を福井県が公表することに同意します。

福井県立歴史博物館長 様

令和 年 月 日

氏名または名称
および代表者名

印

販 売 品 目 一 覧

物件番号 番

申込者氏名または名称

メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準小売 価格(円)	販売価格 (円)	備 考
<記入例>						
〇〇飲料(株)	△茶	500ml	ペット	150	150	ホットおよび コールド対応
〇〇飲料(株)	△コーヒー	250ml	缶	120	120	ホットおよび コールド対応

(注)商品名・容器の種類等は具体的に記入すること。